

9) 品目名：パークたい肥

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律第22条の規定による届出をしていること。</p> <p>2 次のいずれかの基準に適合していること。</p> <p>(1) 全国パーク堆肥工業会基準</p> <p>(2) 日本パーク堆肥協会基準</p> <p>3 植栽基盤材として使用する場合は、秋田県土木工事共通仕様書第11編第1章第5節植栽基盤工11-1-5-2を満たすこと。</p>
循環資源の配合率	<p>原材料として循環資源を50%以上（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

令和3年3月15日改訂

【参考：全国パーク堆肥工業会基準（日本パーク堆肥協会同じ）】

（平成16年8月末日現在）

項 目	内 容
(1) 有機物含有率（乾物）	70%以上
(2) 窒素全量（N）（乾物）	1.2%以上
(3) リン酸全量（P2O5）（乾物）	0.5%以上
(4) 加里全量（K2O）（乾物）	0.3%以上
(5) 炭素窒素比（C/N比）	35以下
(6) pH	5.5～7.5
(7) 陽イオン交換容量（CEC）（乾物）	70 meq/100g以上
(8) 含水率（水分）	55～65%
(9) 幼植物試験の結果	異常を認めない